

(平成 16 年 12 月 6 日制定)

**鉄スクラップ加工処理設備近代化のための
債務保証事業に係る業務方法書**

社団法人日本鉄源協会

鉄スクラップ加工処理設備近代化のための債務保証事業に係る 業務方法書

(目 的)

第1条 この業務方法書は、定款第4条第5号の業務(以下「本業務」という。)の方法を定め、もって本務の適正にして円滑な運営を図ることを目的とする。

(債務保証事業計画)

第2条 協会は、本業務の実施については、債務保証事業計画を作成して主務官庁の承認を得るものとする。

- 2 前項の事業計画を変更するときは、理事会の議決を経たのち、主務官庁の承認を得なければならない。

(基金の造成、管理)

第3条 本業務を運営するために債務保証基金をもうけ、この基金及び基金準備金をもって基本財産とする。

- 2 債務保証基金は、主務官庁から交付を受ける補助金及び出捐金をもって造成する。
- 3 債務保証基金は、本業務の運営のためにのみ使用する。
- 4 本業務にかかわる収支決算における収支の差額は、基金準備金の積立又は取崩しにより処理する。
- 5 本業務にかかわる処理については、他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、別に定める経理基準により処理しなければならない。

(保証債務の最高限度)

第4条 本業務にかかわる保証債務の総額の最高限度は、債務保証基金の10倍とする。

(債務保証事業特別会計)

第5条 協会は、定款第40条の規定により、本業務に係る会計処理については、債務保証事業特別会計を設けてこれを処理するものとする。

- 2 債務保証事業特別会計に係る収支は、他の会計に係る収支と区分して、経理処理しなければならない。ただし、債務保証

事業特別会計と他の会計に係る共通的な経費は、按分して計上するものとする。

(保証金額の最高限度)

第6条 一被保証人に係る保証金額の最高限度は、3億5,000万円とする。

ただし、公害防止施設又は産業廃棄物処理施設を共同で設置する場合は、5億円とする。

(被保証人の資格)

第7条 本業務にかかわる被保証人となる資格を有するものは、次の各号に掲げる条件を備えているものとする。

- (1) 本会の特別会員（会員が定款第6条第2項第2号に規定する団体の場合はその構成員）又は普通会員であること。
- (2) 鉄スクラップ加工処理設備の近代化を実施しようとするものであって当該近代化のため協会の債務保証が得られなければその実施が困難であるもの。

(保証対象設備資金)

第8条 本業務にかかわる保証を附して被保証人が金融機関から貸付を受ける資金は、次の各号に掲げる用途を有する資金であること。

- (1) 鉄スクラップ加工処理設備の近代化のため、協会が主務官庁の承認を得て策定する債務保証事業計画に適合する設備に必要な資金であること。
- (2) 鉄スクラップ加工処理機械設備本体又は公害防止施設若しくは産業廃棄物処理施設本体であり、かつ、新品の取得に要する資金であること。ただし、土地取得資金は除く。

(償還期限)

第9条 前条の資金の償還期限は、鉄スクラップ加工処理機械設備については7年以内、公害防止施設又は産業廃棄物処理施設については15年以内とする。

(保証の申込及び審査等)

第10条 本業務にかかわる保証は、被保証人の委託を受けて行う。

- 2 前項の申込(既に保証した債務にかかわる保証条件の変更申込を含む。)に対する審査並びに保証条件及び諾否の決定は、定款第26条第2項第3号の規定に基づき理事会が行う。
- 3 理事会は、前項に定める審議決定事項に関する意見を求めるため、諮問機関として、審査委員会を設けるものとする。
- 4 協会は、第2項の保証応諾に際しては、求償権を保全するため、必要と認める場合は、担保及び保証人を徴することができる。

(保証料等)

- 第11条 保証料は、被保証債務の額に対し、年1パーセント以内で、理事会で定める率とし、違算過収及び繰上げ償還の場合を除いては返戻しない。
- 2 被保証人が、保証料の納付を怠ったときは、その遅延分に対し、年14.6パーセントの違約金を徴収することができる。

(保証債務代位弁済にかかわる損害金)

- 第12条 協会が、保証債務を履行したときは、その代位弁済の日から回収日まで年14.6パーセントの割合で被保証人から損害金を徴収することができる。

(保証債務の履行)

- 第13条 被保証人が最終履行期限(期限の利益喪失の日を含む。以下同じ。)後60日を経て、なおその債務の全部又は一部を履行しないときは、協会は保証債権者の請求により保証債務を履行する。
- 2 保証債務の履行の範囲は、主たる債務に利息及び最終弁済日又は期限の利益喪失日の翌日から代位弁済の日に至るまでの損害金について保証する。
 - 3 前項の損害金の計算期間は、分割弁済日に約定弁済が行われないう場合その翌日から、前項の代位弁済の日に至るまでの分を含むものとする。
 - 4 第1項の保証債務の履行請求が、最終弁済日又は期限の利益喪失日の翌日から1年を経過した日以後において行われた場合には、同項の規定にかかわらず、協会は、保証債務の履行の義務を免れるものとする。

(保証債務履行後の債権管理)

第 14 条 協会は、保証債務の代位弁済により取得した求償権その他一切の権利の管理を行う。ただし、必要と認められる場合は、その管理、回収を金融機関等に委託することができる。

(求償権の償却)

第 15 条 協会は、保証債務の履行により取得した求償権のうち、回収不能と認められたものについては、主務官庁の承認を受けて、その全部又は一部を償却することができる。

(事務手続要領等)

第 16 条 この業務方法書で定めるもののほか、本業務にかかわる協会の金融機関との約定書、事務手続要領、被保証人との債務保証委託契約書、その他本業務の実施及びこの業務方法書の適用に関し必要な事項は、定款第 49 条の規定に基づき理事会の議決を得て、会長が別に定める。